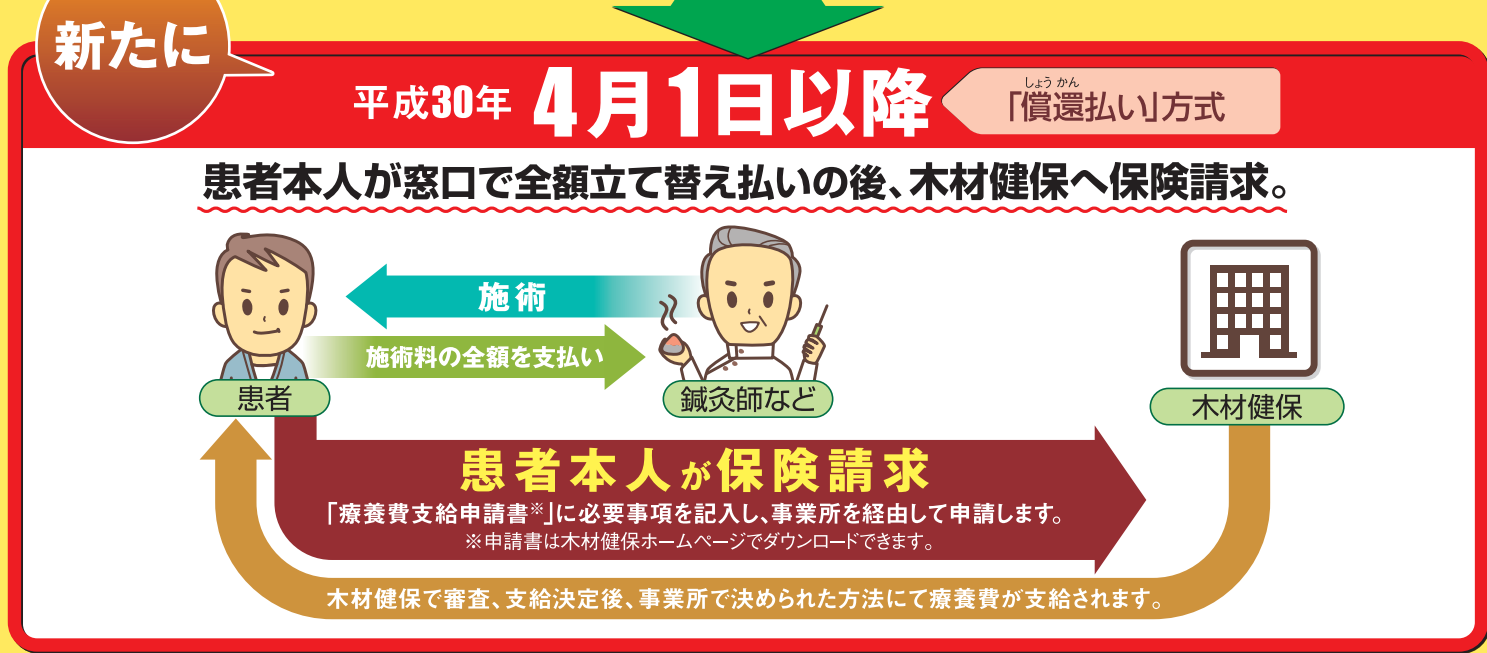
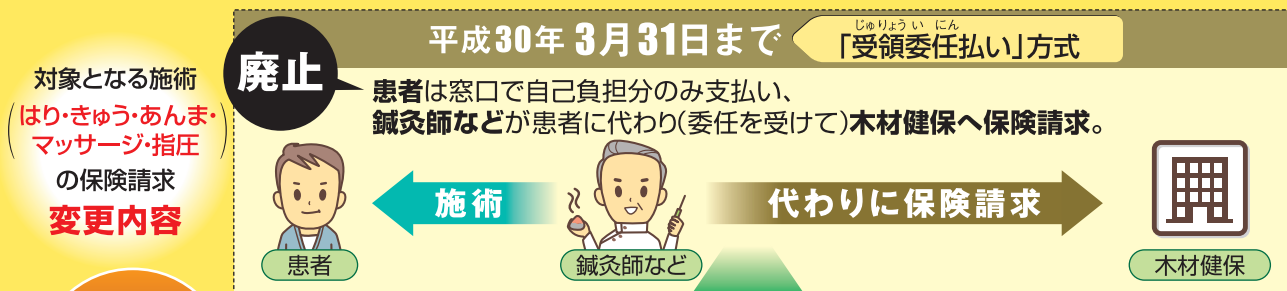


平成30年 **4月から**

はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の 保険請求は「かかった後」に 木材健保へ!

木材健保では健康保険法の「療養費」取り扱い方法の原則に基づき、平成30年4月1日以降に加入者のみなさまが「はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧」にかかった際の保険請求(療養費給付)の方法を、下記のとおり変更させていただきます。



変更の理由
健康保険法の「療養費」取り扱い方法の原則に基づく変更です。ご理解ください。

- (1) 療養費の支給方法は「償還払い」が原則(健康保険法第87条)です。
- (2) 上記原則であるにもかかわらず、木材健保では「受領委任払い」方式で取り扱ってきました。
- (3) 木材健保では、取り扱い方法の原則に立ち返り、「はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧」について「償還払い」方式に戻します。

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の正しいかかり方

健康保険が使えるのは一定の条件を満たす場合に限られますのでご注意ください

① 慢性病であって医師による適当な治療手段のないものであり、医師が医学的所見に基づき施術を必要と認めた場合(医師の「同意書」または「診断書」が必要)に限り、健康保険を使うことができます。

本人が希望して施術を受ける場合は、「健康保険」の対象とはなりません。

医師の同意の有効期限は次のとおりです

1回目の 施術	医師の同意を 受けた日	月の 1日～15日の場合	翌々月の末日まで有効
		月の16日～末日の場合	3ヵ月後の末日まで有効
●ただし、医師の同意書から1ヵ月以上経過して1回目の施術を受けた場合は、同意書の3ヵ月後まで有効となります。 ●変形徒手矯正術は、1回目の施術日から1ヵ月間有効となります。(1ヵ月毎に同意書が必要)			
医師の 再同意書 ※	医師の再同意を 受けた日	月の 1日～15日の場合	翌々月の末日まで有効
		月の16日～末日の場合	3ヵ月後の末日まで有効
●変形徒手矯正術は、医師の再同意日から1ヵ月間有効となります。(1ヵ月毎に同意書が必要) ※ 初診の日から3ヵ月を経過した時点でさらに治療を受ける場合は、再度、医師の施術同意が必要となります。			

② 具体的に下記の「病気」や「症状」が健康保険の対象となります。

はり・きゅうの場合

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群けいわん
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症けいついねんざ

●慢性な疼痛のある疾病に対し、医師による適正な治療手段がなく、治療上の効果があると医師が認めた場合に限り対象となります。

あんま・マッサージ・指圧の場合

- 筋麻痺
- 関節拘縮こうしゅく

●あんま・マッサージ・指圧は病名によることなく、症状に対する治療が対象となります。
●筋肉が麻痺して自由に動けない等の症状が対象となります。(疲労回復や疾病予防などは、健康保険の使用不可)

施術料はいったん全額立て替え払い(償還払い)となります

療養費は木材健保がやむを得ないと認めた場合に支給されるものであり、支給を約束されたものではありません。

「償還払い」とは…

施術料を受療者が窓口で『全額』支払い、後日「名古屋木材健保」へ申請。木材健保にて審査後、自己負担分を除いた額の療養費を受けることをいいます。

医療機関と同時に掛かることはできません

同一の傷病(医学的に同一と考えられる疾病も含む)にて同時期に「医療機関」での治療と「鍼灸師」の施術を重複並行的に受けた場合、医師による適当な治療手段がない状態とは言えませんので、「はり・きゅう施術」で健康保険を使うことはできません(原則として全額自己負担となります)。「あんま・マッサージ・指圧」についてはこの限りではありませんが、治療が長期にわたる場合は、定期的に医師の診断を受けてください。

木材健保より、施術内容について照会をさせていただく場合もありますので、ご協力をお願いします。
また、必要に応じて施術の同意をされた医師へ照会をさせていただく場合もございます。